

資料

中国人民共和国国籍法

現行の中華人民共和国の国籍法は、一九八〇年九月一〇日第五回全国人民代表大会、第三次會議を通過し、一九八〇年九月一〇日全国人民代表常務委員会委員長によって、第八号令として布告され、一九八〇年九月一〇日から施行されたのである。この法律は、つぎの通りである。

第一条 中華人民共和国国籍の取得・喪失及び回復は、すべて本法を適用するものとする。

第二条 中華人民共和国は多民族による統一国家で、各民族に属する者は、すべて中国の国籍を有する。

第三条 中華人民共和国は、中国の公民が二重国籍を持つことを認めない。

第四条 父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が中国で生まれた場合は、中国の国籍を有することができる。

第五条 父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が外国で生まれた場合は、中国の国籍を有する。但し、父母の双方又は一方が中国の公民であると共に、外国に定住し、本人が出生と同時に外国の国籍を取得している場合には、中国の国籍を有することができない。

第六条 父母が無国籍又は国籍不明で、中国に定住し、本人が中国で生まれた場合は、中国の国籍を有することができる。

第七条 外国人又は無国籍者は、中国の憲法と法律を遵守する意思を表示し、次の条件の一つを備えた場合には、申請、許可を経て中国国籍を取得することができる。

一、中国人の近親族であること。

二、中国に定住していること。

三、その他の正当な理由があること。

第八条 中国国籍の取得を申請して許可された者は、中国の国籍を取得する。また、中国の国籍取得を許可された者は、外国の国籍を保留することができない。

第九条 外国に定住している中国公民で、自己の意思によって外国の国籍を取得し、若しくはこれを取得した者は、中国国籍を自動的に喪失する。

第一〇条 中国の公民は、次の条件の一つを備えた場合には、申請、許可を経て、中国国籍を離脱することができる。

一、外国人の近親族であること。

二、外国に定住していること。

三、その他の正当な理由があること。

第一一条 中国の国籍離脱を申請して許可された者は、中国の国籍を喪失する。

第十二条 国家の公務員と現役の軍人は、中国の国籍を離脱することができない。

第十三条 かつて中国の国籍を有したことがある外国人は、正当な理由がある場合には、中国国籍の回復を申請することができる。中国国籍の回復を許可された者は、外国の国籍を保留することができない。

第十四条 中国の国籍の取得・離脱及び回復については、第九条に規定した場合を除き、必ず申請の手続きを踏まな

ければならない。一八歳未満の者は、その父母又はその他の法定代理人が代わって申請することが出来る。

第一五条 国籍の申請を受理する機関は、国内では地元の市・県の公安局であり、外国では中国の外交代表機関と領事機関である。

第一六条 中国国籍の取得・離脱及び回復に関する申請は、中華人民共和国公安部がこれを審査し、許可する。許可された者には、公安部が証明書を交付する。

第一七条 本法の公布される前に中国の国籍を取得し、又は中国の国籍を失った場合には、それは引き続き有効である。

第一八条 本法は、公布の日から施行する。